

令和8年第2回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和8年2月25日(水)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後3時30分
閉会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後5時 5分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	稲山久夫	出	11	鳥塚正実	出
2	小和瀬守	欠	12	丸橋高記	出
3	吉田滋	出		大久保知明	出
4	福島隆志	出		柴崎徹	出
5	井伊誠	出		奈良和正	出
6	坂本建治	出		齋藤薫	出
7	加藤憲治	出		吉川隆	出
8	栗原功	出		保坂昭	出
9	吉田一行	出		新井一弘	出
10	新井徹	出		中島信一	出

議事参与者

職員

局長 黒瀬秀明
 次長 菅谷順吾
 書記 青木智史
 書記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和8年第2回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、小和瀬守委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。 本日の出席委員は12名中11名で、定足数に達しており、総会は成立しております。 これより議事に入ります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。 令和8年第2回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第17号から議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第10号並びに議案第20号から議案第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第4、議案第24号、農用地利用集積等促進計画の案について。 議事日程は、以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、福島隆志委員と吉田滋委員をお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第17号から議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第17号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第17号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 本申請は、譲渡人が農地を管理できないため、譲受人に譲りたいとの話があり、譲受人も所有農地に隣接しており、自宅からも近く管理しやすいことから、申請に至ったものです。 なお、申請地では、露地野菜を栽培する予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明は、以上です。 この件について、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。 鳥塚委員。</p>
<p>鳥塚委員</p>	<p>議案第17号について、2月20日に齋藤推進委員と現地調査を行いましたので、意見申述いたします。 本件は、譲受人が農業経営規模の拡大のため、申請に至ったものです。 現地については、周囲は畑で、住宅が点在した場所に位置する農地であります。 農地所有者から、農家への所有権移転であり、特に問題ないものと思っておりますのでご審議を</p>

	<p>お願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 17 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 17 号は原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第 18 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 18 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲渡人は高齢となり、畑の管理が出来なくなってきたため、処分を考えたところ、申請地の隣接地を所有している譲受人に譲りたいと考え、話をしたところ、譲受人も隣接しており、管理も容易であることから、申請に至ったものです。</p> <p>なお、申請地では、麦を栽培する予定となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 4 号農作業常時従事、第 6 号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。</p> <p>吉田委員。</p>
吉田委員	<p>おととい、井伊委員と保坂推進委員の 3 名で現地確認を行い、譲受人に事情を伺いました。譲受人は申請地と隣接する農地を所有、耕作している状況であり、問題ないと思っておりますので、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 18 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第 19 号についてを議題といたしますが、栗原委員が関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく、議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(栗原委員が退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 19 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 19 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は、昨年 7 月の議案第 46 号でご審議いただいた農地で耕作をしておりますが、順調に農作業が進む中で、さらに広い面積を耕作したいと考え、ご家族である譲渡人に相談したところ、申請地を買い受けられることになったため、申請に至ったものです。</p> <p>なお、申請地では、露地野菜を栽培する予定となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全</p>

部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。

説明は、以上です。

議長

この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。

吉川推進委員。

吉川推進委員

議案第19号について申しあげます。

先週の土曜日に、坂本委員、栗原委員と現地確認を行いました。

申請地は、譲受人の自宅のすぐ近くにあり、日当たりも良いため、露地野菜の作付けには、適した土地であると思います。

今回は、農業経営規模の拡大を目的とした申請ですが、周辺農地への特段の影響はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。

議長

ほかにご意見はございませんか。

(委員から、「なし」の声)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり、決定いたします。

議案審議が終了しましたので、栗原委員は復席してください。

(栗原委員が復席)

議長

続きまして、日程第3、議案第10号並びに議案第20号から議案第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題といたします。

それでは、議案第10号について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の2ページを御覧ください。

それでは、議案第10号につきまして、御説明申し上げます。

別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。

本議案は、先月開催されました第1回総会において御審議いただいた際、設備から発生が予想される音が規制法等に該当し、周辺の人家等から一定程度隔離して設置する必要があるのではないかと懸念が示され、議決保留となっていたものでございます。

この点につきまして、事務局から申請者等へ確認を行いましたので、その結果を御説明申し上げます。

まず1点目、本件蓄電池設備の規制法への該当性についてです。

埼玉県におきましては、特定施設と呼ばれる施設を設置する場合、騒音規制法および埼玉県生活環境保全条例に基づき、騒音等の一定レベルの規制基準を遵守する必要があります。

確認の結果、本件の蓄電池設備一式につきましては、この特定施設には該当しないことを確認いたしました。

次に2点目、保坂推進委員から御指摘のありました、おおむね50メートルの隔離が必要ではないかという点についてでございます。

この点につきましては、町生活環境エコタウン課へ、騒音規制法等の規制基準を確認いたしました。

同法におきましては、学校、保育所、病院、図書館等、特に配慮が必要とされる施設の敷地周囲おおむね50メートルの区域内については、隔離距離を義務付けるものではなく、騒音

	<p>基準を5デシベル厳しく設定する旨の規定が設けられております。</p> <p>したがいまして、50メートルの離隔を一律に求める規定というのではなく、基準は距離ではなく、騒音レベルによって管理されるものであることを確認いたしました。</p> <p>なお、距離に関する規制としては、消防法により、建築物と蓄電池設備との間隔を3メートル以上確保する必要がありますが、本申請につきましては、この基準を満たしていることを確認しております。</p> <p>最後に3点目、事業者による周辺住民への事業説明についてでございます。</p> <p>本件設備は、先ほど御説明申し上げた各種規制法等には該当しないものの、設備から発生が予想される音の程度や、規制法の趣旨を尊重した計画内容について、すでに地域住民に対し説明が行われており、理解を得ているとのことでございます。</p> <p>3点について、説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、ご意見のある委員さんはおりますでしょうか。</p>
保坂推進委員	<p>保坂推進委員。</p>
議長	<p>先ほどの事務局の説明により、不明点が確認できました。ありがとうございました。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございますでしょうか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第10号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第10号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第20号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第20号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内のアパートに家族で居住しておりますが、子どもが大きくなり、手狭に感じていたため、自己用住宅の建築を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
事務局	<p>この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>吉田委員。</p> <p>大久保推進委員と2名で調査を行い、譲受人には24日に事情を伺いました。</p> <p>子どもが成長し、生活用品も増えてきたことから、現在暮らしているアパートでは手狭に感じていたため、住宅用地を探していたところ、不動産業者の仲介により、申請地を譲り受けられることになったとのことでした。</p>

	<p>譲渡人については、面会は叶いませんでしたが、過去の議案審議で伺った際には、所有する農地の管理が難しく、不動産業者に相談しているとのことを伺っております。</p> <p>特段の問題はないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございますでしょうか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 20 号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第 21 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 21 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は、県内他市に所在する法人で、貨物自動車運送業や倉庫業を営む法人です。</p> <p>業務拡大に伴い、倉庫等の新設を計画し、候補地を検討していたところ、申請地が、高速道路 IC の近くで、道路付けがよく、大型車両の出入りが可能と考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>本申請の計画は、全体面積が 3,000 ㎡を超えるため、県の開発許可が必要となりますが、本申請と同時に、川越建築安全センター東松山駐在にて手続きが行われており、許可見込みありとの回答を得ております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。</p>
福島委員	<p>福島委員。</p> <p>21 日の土曜日に、現地確認及び譲渡人に事情を伺いました。</p> <p>現地は、国道と線路に挟まれた農地で、周囲は住宅地で、数件の住宅が建っている状況です。</p> <p>地権者の複数人に伺ったご事情ですと、農地に進入する通路が非常に狭く、耕作に不便で、雑木林等も生えている状況とのことでした。</p> <p>周辺も宅地化が進んでおり、トラクター等の作業音も気になるような状況とのことで、転用もやむを得ないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございますでしょうか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 21 号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>次に議案第 22 号について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 22 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、県内他市のアパートに家族で居住しておりますが、子どもの成長とともに、手狭に感じていたため、自己用住宅の建築を検討し、実家敷地内の宅地で、建築を計画したところ、建築基準法上の道路に接続していないことが判明し、幅員 4m の進入路を確保するため、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。</p> <p>栗原委員。</p>
<p>栗原委員</p>	<p>21 日の土曜日に、坂本委員と吉川推進委員とともに現地確認を行い、譲渡人に事情を伺いました。</p> <p>譲渡人所有の実家敷地内へ、譲受人である息子が住宅を建てようとして計画したところ、進入路が不足していたとのことで、必要最小限度で転用し、道路への接続を行うとのことでした。</p> <p>申請地周囲においては、譲渡人が露地野菜の作付けを行っておりますが、特段の影響はないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 22 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 23 号について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 23 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、県内他市のアパートに家族で居住しておりますが、両親の近くで暮らしたいと思い、自己用住宅の建築を計画したところ、本議案の申請地を、父から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。</p> <p>丸橋委員。</p>
<p>丸橋委員</p>	<p>2 月 18 日に新井推進委員と現地確認を行い、譲渡人に事情を伺いました。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、娘夫婦が町内へ戻り、住宅を建てたいとの</p>

	<p>ことでした。</p> <p>周辺状況についても、特段の影響はないものと思われまますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 23 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 23 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 24 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたしますが、井伊誠委員は、関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく、議事参与の制限により、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。</p> <p>(井伊委員が退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 24 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>それでは議案第 24 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。</p> <p>農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受け、その農地を、借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。</p> <p>今回の計画は、全 38 筆で合計面積 48,468 m²です。</p> <p>農地は、右下の内訳のとおりです。</p> <p>番号 7 から 16 は現在の耕作者の解約に伴う再転貸、20 から 22、27、28 については新規の設定、そのほかは終期に伴う更新となります。</p> <p>番号 20 から 22 については、借受人は有機堆肥を販売している会社ですが、販売先でネギの栽培を見て、自身でも出来るのではないかと思ひ、貸借に至ったとのこととす。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 24 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 24 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から、何かありますか。</p> <p>事務局から次回総会のご連絡を申し上げます。</p>

<p>議長</p> <p>事務局長</p>	<p>次回の総会ですが、3月25日、水曜日の午後1時30分からでお願いいたします。 繰り返します。</p> <p>3月25日、水曜日の午後1時30分からでお願いいたします。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、特に無いようですので、令和8年第2回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。</p> <p>(起立・礼・着席の発声)</p>
-----------------------	--

署名委員の決定について議長指名により

吉田 滋 委員 福島 隆志 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和8年2月25日

議 長

坂 本 建 治

委 員

吉 田 滋

委 員

福 島 隆 志